改正後

目次

第一章　企業型年金

第一節～第七節　（略）

第八節　雑則（第二十六条―第三十一条の六）

第二章　個人型年金

第一節　個人型年金の開始（第三十二条―第三十八条の二）

第二節　個人型年金加入者等（第三十九条―第五十六条の二）

第三節　掛金（第五十六条の三―第五十八条）

第四節　（略）

第三章・第四章　（略）

附則

（連合会が行う業務）

第一条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　（略）

二　個人型年金加入者掛金（中小事業主（法第五十五条第二項第四号の二に規定する中小事業主をいう。以下同じ。）が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、個人型年金加入者掛金及び中小事業主掛金）の限度額の管理に係る業務

（過半数代表者）

第二条　法第三条第一項及び第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）並びに確定拠出年金法施行令（平成十三年政令第二百四十八号。以下「令」という。）第六条第八号ロに規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一・二　（略）

2・3　（略）

（規約の承認の申請）

第三条　法第三条第四項第二号に掲げる書類は、次に掲げる書類とする。

一　様式第一号により作成した書類

二　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

改正前

目次

第一章　企業型年金

第一節～第七節　（略）

第八節　雑則（第二十六条―第三十一条）

第二章　個人型年金

第一節　個人型年金の開始（第三十二条―第三十七条）

第二節　個人型年金加入者等（第三十八条―第五十六条）

第三節　掛金（第五十七条・第五十八条）

第四節　（略）

第三章・第四章　（略）

附則

（連合会が行う業務）

第一条　確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号。以下「法」という。）第二条第七項第一号の厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　（略）

二　個人型年金加入者掛金の限度額の管理に係る業務

（過半数代表者）

第二条　法第三条第一項及び法第五条第二項（法第六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する第一号等厚生年金被保険者の過半数を代表する者（以下「過半数代表者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

一・二　（略）

2・3　（略）

（規約の承認の申請）

第三条　法第三条第一項の規定による企業型年金に係る規約の承認の申請は、申請書に、次に掲げる書類を添付して、厚生労働大臣に提出することによって行うものとする。

一　承認を受けようとする企業型年金に係る規約

二　法第三条第一項の同意を得たことについての次に掲げる書類

イ　様式第一号により作成した書類

ロ　企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは様式第五号、当該第一号等厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは様式第六号により作成した書類

三　法第七条第一項及び第二項の規定による委託に係る契約に関する書類（法第三条第三項第一号に規定する事業主（第三条第二項、第三十九条第一項第六号及び第二項第二号、第六十一条並びに第七十二条を除き、以下「事業主」という。）が運営管理業務の全部を行う場合を除く。）

四　資産管理契約に関する書類